

# 子どもの暴力、いじめ等反社会的行為の発生防止対策 及び発生時対応マニュアル

平成29年7月22日理事長決裁  
久喜市学童保育運営協議会

学童クラブ内における、「子どもの暴力、いじめ等反社会的行為」（以下「いじめ」という。）の発生防止と、万が一発生してしまった場合の速やかな対応のため、ここに「子どもの暴力、いじめ等反社会的行為の発生防止対策及び発生時対応マニュアル」を定める。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、「いじめはあってはならない」との考え方のもと、久喜市学童保育運営協議会（以下「協議会」という。）は学童クラブの運営を行うものとし、事務局長をはじめとする職員は、このマニュアルに基づき、いじめの発生防止対策及びいじめ発生時の速やかな対応を行う。

## 1 いじめの定義

このマニュアルにおける「いじめ」とは、本協議会が運営する学童クラブに在籍している児童が、当該学童クラブに在籍している児童に対して行う心理的又は物理的な影響を与える行為で、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめ発生防止対策及び発生時対応に関する基本的な考え方

本協議会は、いじめに関する対応を、学童クラブに在籍する児童及びその保護者並びに学校等関係機関と連携して行うものとする。

## 3 いじめ発生防止対策

### （1）協議会として

- ① 学童クラブに在籍する児童やその保護者に対して、いじめの防止に関する啓発を行うとともに、職員に対して、いじめを防止することの重要性についての理解を深めるための教育を行う。

#### 《具体的な防止策》

- ア 新たに、久喜市学童保育運営協議会の「約束」を定め、いじめを行わない旨を謳うとともに、その「約束」を各学童クラブ室に掲示する。
- イ 「約束」を「放課後児童クラブのしおり（利用上の決まり）」などに

掲載し、広く周知を行う。

ウ 「協議会だより」を通して、いじめ防止の重要性を周知する。

エ いじめについての職員の理解を深めるため、職員を対象にした「いじめ防止に関する研修」等を行う。

② 事務局内にいじめ等を検証する組織を設置するなど、いじめに関する取り組みを行う。

《具体的な防止策》

ア 事務局長を座長とする「いじめ等検証委員会」を設置し、必要に応じて開催する。

イ 事務局は、入所児童が退所する際に提出する退所届の理由欄を確認し、内容により調査を行い、実態把握に努める。

③ 学童クラブの適正運営を行う。

《具体的な防止策》

ア 支援員等を確保し、適正に配置する。

(2) 支援員として

① 学童クラブ内において、子どもたちへの「約束」の徹底を行う。

《具体的な防止策》

ア 支援員は、「約束」のパネルを、学童クラブ内に掲示する。

イ 学童クラブに在籍する児童に対して、様々な機会を捉えて「約束」を認識させるとともに徹底させ、いじめ発生の防止に努める。

② 日常の見守りの中で、いじめの早期発見に努める。

《具体的な防止策》

ア 学童クラブに在籍する児童を注意深く見守り、いじめの早期発見に努める。

#### 4 いじめ発生時の対策

(1) 支援員の対応として

ア 支援員は、学童クラブ内でいじめが発生した場合（保護者又は児童からの苦情を含む）には、速やかに事実確認を行い、当該学童クラブ内の職員間で情報共有するとともに、事務局長に報告する。

イ 支援員は、証拠品等がある場合には、厳重保管する。なお、関係者からの要望がある場合には、共有することができる。

ウ 支援員は、速やかに必要な指導を行うとともに、当事者の様子を注意深く見守り、保護者への報告を行う。

エ 支援員は、当該学童クラブの職員間で、対応についての協議・確認を行

うとともに、必要な対応を行うものとする。また、子どもたちへの見守りは、職員全員で行う。

オ 支援員は、いじめ発生に関する経過及び対応などについて、速やかに報告書を作成し、事務局長に提出する。

## (2) 事務局長の対応

ア 事務局長は、支援員からのいじめの報告を受けるとともに、保護者等からいじめに関する相談等があった場合には、対応を行う。

イ 支援員からのいじめの報告や保護者等からの相談等を受けた事務局長は、その事実確認を行うとともに、必要に応じて、理事長、久喜市所管課長及び学校など関係機関に報告する。

ウ 事務局長は、発生したいじめについての検証を行う。

エ 事務局長は、検証内容について、当該学童クラブ等に報告するとともに、必要な指導を行う。

オ 事務局長は、発生したいじめに関する必要な対応を、学校等関係機関と連携して行う。

カ 事務局長は、必要に応じて、いじめ等検証委員会を開催し、検証を行う。また、その内容については、協議会全体で共有を行い、いじめ発生時対応の参考とする。

キ 事務局長は、いじめ発生時の対応が終了した場合には、理事長及び久喜市所管課長へ報告する。